

次のとおり、職員及び施設を利用する者の福利厚生施設として、檜山合同庁舎に設置している売店の管理運営業務を行う出店者を公募する。

令和6年（2024年）4月2日

北海道檜山振興局長 笠井 敦史

1 公募型プロポーザル方式に付する事項

(1) 業務名

北海道檜山振興局合同庁舎売店出店業務

(2) 内容

ア 裁量営業時間

開庁日（※）の午前8時から午後6時までの最長10時間

※ 土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び年末年始（12月29日から1月3日まで）を除く日

イ 予定営業時間

開庁日の午前11時から午後2時まで

(3) 出店期間

令和6年（2024年）6月1日から令和7年（2025年）3月31日まで

※ 出店開始は、応募申請書提出の時期によって異なる。

※ 最長5年間（令和10年（2028年）3月31日まで）の継続が可能。（条件あり）

(4) 出店場所

檜山郡江差町字陣屋町336番地3

北海道檜山合同庁舎売店

専有面積：78㎡（売店62.75㎡、倉庫15.25㎡） ※面積については応相談

2 公募型プロポーザル方式に参加する者（以下「応募者」という。）に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に掲げる者でないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領（平成4年9月11日付け局総第461号）第2第1項の規定による指名の停止を受けていないこと又は当該指名の停止を受けた者であっても、既に停止の期間を経過していること。
- (4) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札等への参加を除外されていないこと。
- (5) 暴力団関係事業者等でないこと。
- (6) 道税を滞納している者でないこと。
- (7) 過去3年間に食品衛生法、薬事法等関係法令に係る行政処分を受けていないこと。
- (8) 個人又は代表者が成年被後見人、被保佐人又は破産者でないこと。
- (9) 破産手続開始の決定を受けた個人、法人又は清算法人でないこと。
- (10) 応募団体の役員又は個人が禁錮以上の刑に処されていた場合、その刑の執行を終えている者であること。
- (11) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は団体に属する者でないこと。

- (12) 檜山合同庁舎内に設置する売店の基本的な考え方及び使用許可の趣旨を理解し、出店に意欲のある者であること。
- (13) 低廉でその品質に優れている商品の販売能力と実績を有していること。
- (14) 法人の場合は、道内に本店、支店又は営業所を有していること。
個人の場合は、道内に在住していること。ただし、有事の場合など、檜山振興局長の要請があった際には、速やかに対応可能であること。

3 公募要項の交付に関する事項

- (1) 交付期間
令和6年(2024年)4月2日(火)から同年9月30日(月)まで
- (2) 交付場所
北海道檜山郡江差町字陣屋町336番地3 北海道檜山振興局総務課
- (3) 交付方法
(2)の場所で交付する。
また、北海道檜山振興局のホームページ(<https://www.hiyama.pref.hokkaido.lg.jp/ts/sum/index.htm>)においてダウンロードすることができる。

4 応募申請書類の提出

応募者は、(1)から(3)までに定めるところにより、応募申請書類を提出し、2に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

- (1) 提出期限
令和6年(2024年)9月30日(月)
- (2) 提出方法
持参又は郵送(書留郵便に限る。)
- (3) 提出場所
北海道檜山郡江差町字陣屋町336番地3 北海道檜山振興局総務課

5 企画提案書等の提出期限、場所及び方法

- (1) 提出期限
応募資格審査結果通知書の発行～2週間後
- (2) 提出場所
北海道檜山郡江差町字陣屋町336番地3 北海道檜山振興局総務課
- (3) 提出方法
持参又は郵送(書留郵便に限る。)

6 提案の無効

2に掲げる応募者に必要な資格を有しない者の提出した提案は、無効とする。

7 選定対象からの除外

応募者が、次に掲げる場合に該当したときは、その者を選定の対象から除外し、若しくは選定を取り消す場合がある。

- (1) 檜山振興局福利厚生委員会において設置したプロポーザル審査会の委員又は選定手続業務に従事する道職員若しくは関係者に対し、本件申請について不正に接触する行為その他公正な手続を妨げる行為の事実が判明した場合

- (2) 本件提案について不正な利益を得るために連合した場合
- (3) 申請書類等に虚偽の記載があったことが判明した場合
- (4) その他の選定の手続において不正な行為が認められた場合
- (5) 応募資格を満たしていないことが判明した場合
- (6) 応募者による業務遂行が困難であると判断される事実が判明した場合
- (7) 著しく社会的信用を損なう行為等により、応募者が出店者として業務を行うことについてふさわしくないと道が認めた場合

8 審査及び選定方法

檜山振興局福利厚生委員会において審査会を設置し、あらかじめ定めた審査基準及び審査方法により応募者の申請書類等を審査の上、最も評価が高いと認められる者を出店者に選定する。

9 出店手続

出店者を決定した後、行政財産の使用許可を受けてからの出店となる。
なお、管理運営については覚書を取り交わすこととなる。

10 本公募に関する事務を担当する組織

- (1) 名 称 北海道檜山振興局総務課職員・財産係
- (2) 所 在 地 檜山郡江差町字陣屋町336番地 3
- (3) 電話番号 0139-52-6452 (直通)

11 その他

- (1) 応募、提案、使用許可等の手続に要する費用は、応募者の負担とする。
- (2) 審査結果及び選定者名は公表する。
- (3) 詳細は、北海道檜山合同庁舎売店出店者公募要項による。